

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	146,758 千円
うち社会保障財源交付金	80,050 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,685,976 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他
社会福祉	児童福祉事業	657,130	461,572	5,800	18,049	31,200	140,509
	高齢者福祉事業	108,065	2,433	4,500	11,857	5,131	84,144
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	418,820	259,173	13,000	0	19,886	126,761
	小 計	1,184,015	723,178	23,300	29,906	56,217	351,414
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	108,807	52,760	0	0	5,166	50,881
	介護保険事業特別会計繰出金	147,424	14,281	0	0	7,000	126,143
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	160,128	33,088	0	9,914	7,603	109,523
	小 計	416,359	100,129	0	9,914	19,769	286,547
保健衛生	予防対策・健康増進事業	57,747	769	0	4,717	2,742	49,519
	母子衛生事業	22,038	5,572	0	45	1,046	15,375
	離島医療対策事業	5,817	0	0	0	276	5,541
	小 計	85,602	6,341	0	4,762	4,064	70,435
合 計		1,685,976	829,648	23,300	44,582	80,050	708,396

※ 引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるとされました。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。